

## 平成 27 年度税制改正（法人税）～主な内容～

### 1. 法人税率の引き下げ

法人税率が 25.5%から 23.9%に引き下げられます。

中小法人の 800 万円以下の法人所得に課せられる法人税率の特例（19%のところを 15%）は、平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長。

課税所得金額	従前	改正後
中小企業 800 万円以下	15%	15%
中小企業 800 万円超・大企業	25.5%	23.9%

### 2. 欠損金控除等の見直し

中小企業は変わらず、大企業は控除限度額を 27 年度 65%・29 年度 50%に縮小（現行 80%）

### 3. 受取配当金の益金不算入制度の改正

受取配当金に関する課税が強化されます。

#### 現行

区分	所有割合	益金不算入割合	負債利子控除
完全子会社株式等	100%	100%	なし
関係法人株式等	25%以上 100%未満	100%	あり
その他株式等	25%未満	50%	あり

#### 改正後

区分	所有割合	益金不算入割合	負債利子控除
完全子会社株式等	100%	100%	なし
関連法人株式等	3分の1超 100%未満	100%	あり
その他株式等	5%超 3分の1以下	50%	なし
非支配目的株式等	5%以下	20%	なし

非支配目的株式等は、特例有り。（保険会社）

#### 4. 所得拡大促進税制の条件緩和

基準年度（平成 25 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の前事業年度）との比較給与増加率が緩和されます。

区分	現行	改正後	
		大企業	中小企業
平成 27 年 4 月 1 日前に開始する事業年度	2%	2%	2%
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度	3%	3%	3%
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日開始事業年度	5%	4%	3%
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度	5%	5%	3%

他に、地方拠点強化税制の創設・外形標準課税の改正等があります。

#### 法人実効税率の引下げ

国・地方を通じた法人実効税率は、以下のようになります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割 (標準税率) * 地方法人特別税を含む	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)